



失業給付受給中の方で早期就職の場合、
再就職手当受給の
可能性があります！



再就職手当とは？

早期（基本手当の所定給付日数の3分の1以上を残している）に安定した就職をし、一定の要件を満たした場合、再就職手当を受給できます

再就職手当の金額は…

基本手当日額 × 支給残日数 × 支給率
（上限あり） （60% or 70%）

支給残日数を3分の1以上残して就職の場合は**60%**

支給残日数を3分の2以上残して就職の場合は**70%**

早めに就職した方が
お得！！

支給要件

- ・ 就職日前日までの失業認定を受けた後の残日数が所定給付日数（受給期間満了日まで）の3分の1以上である
- ・ 1年を超えて勤務することが確実であること
- ・ 就職日が待期満了日より後であること
- ・ 離職理由による給付制限（2ヶ月or3ヶ月）がある方で待期満了日の翌日から1ヶ月以内の就職の場合は、ハローワークまたは許可・届出のある職業紹介事業所の紹介で就職したこと
- ・ 離職前の事業主または関連の事業主に雇用されたものでないこと
- ・ 就職日前3年以内に、再就職手当・常用就職支度手当を受給していないこと
- ・ 受給資格決定（求職申し込み）した日より前から内定を受けた就職でないこと
- ・ 原則、雇用保険の被保険者となる条件（週所定労働時間：週20時間以上、31日以上雇用見込みがある）を満たしていること

再就職手当申請の流れ

①失業給付受給手続き中に就職が決まったら、就職日前日にハローワークに来所し就職報告の手続きを行う。

②手続き時に再就職手当を受給できる可能性のある方に、申請書一式を交付します。



③再就職手当支給申請書等の必要書類をハローワークに提出する。（郵送でも可）

④再就職手当支給可能かハローワークにて審査します。

⑤支給or不支給の決定後、郵便にて通知書を送付します。
支給決定の場合は、決定日からおおむね1週間以内に口座に入金されます。

再就職手当 よくある質問

Q.ハローワークからの紹介でないと、再就職手当は支給されないんですか？

A.紹介でなくても受給できる場合があります。ただし、**給付制限期間の1か月目**(待機満了日の翌日から1か月)はハローワークか許可届出のある職業紹介事業者からの紹介による就職であることが条件となります。

再就職手当 よくある質問

Q. 再就職手当を申請してから支給までどのくらいかかりますか？

A.通常、申請書を提出いただいてから1か月半～2か月程度のお時間をいただきます。

※再就職先での雇用保険の取得手続きの状況により、変動があります。

再就職手当 よくある質問

Q. 再就職手当の申請書を事前にもらえますか？

**A. 窓口にて就職の届け出をしていただいてから、
該当する可能性の高い方に申請書類等をお渡しします
まずは就職の届け出(原則就職日の前開庁日)を行ってください。**

就業促進定着手当のご案内

6ヶ月以上雇用された場合、申請できる可能性のある給付金があります！

再就職手当を受給された方で、再就職先に6ヶ月以上雇用され、賃金日額が、失業給付における離職前賃金日額を下回っていた場合に**就業促進定着手当**を受給できる可能性があります。

※詳しい支給要件や支給額については受給資格者のしおりをご参照ください。